

障がいのある人もない人も 共に生きるまちを目指して



障がい者が暮らしやすい社会づくりのため、平成18年に国際連合で「障害者の権利に関する条約」が採択されたことを契機に、さまざまな法整備がされてきました。

同条約の採択によって、「障がい」とは個人の病気や外傷などから生じる「医学的モデル」から、主に社会によって作られた「社会的モデル」という考えに改められました。

市は「相馬市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し、障がい者の理解推進など、これまで以上に障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指していきます。

今回の特集は、同条例の内容や制定に関わった方々の思いを紹介します。

手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

令和5年1月から施行した同条例は、言語としての手話への理解と、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することで、障がいのある人もない人も、全ての市民が人格と個性を尊重し合いながら、共に生きるまちづくりを実現することが目的です。

●障がいの特性に応じたコミュニケーションを促進します

障がいの特性に応じたコミュニケーションとは、手話や要約筆記、筆談、点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現など、それぞれの障がいの特性に応じた意思などの伝達手段のことです。

●市の責任、市民と事業者の役割を定めました



▽手話が言語であることへの理解を広め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を推進します。

▽事業を実施するとき、障がい者がその特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう必要な配慮を行います。

市

手話が言語であることを理解し、市が推進する施策に協力するよう努めます。



市民

市が推進する施策に協力し、障がい者がその特性に応じたコミュニケーション手段を利用するために必要な配慮に努めます。



事業者



● 条例制定に関わった方々の思い

同条例制定に当たり、市地域自立支援協議会の方々による尽力がありました。ここでは、条例制定に関わった方々の思いの一部を紹介します。



荒潤正さん

情報の格差は、災害時に命さえ左右する可能性があります。障がいの特性に応じて、情報を得るためのさまざまな手段や配慮が必要です。情報やコミュニケーションを保障することは障がいのある方の社会参加を促し、誰もが地域の一員として生活する共生社会の実現のために必要なことだと考えます。



荒賢一さん

この条例が「障がい者を理解してみよう」と思うきっかけになると期待しています。私は視覚に障がいがあり、白杖を持って歩いています。ITの力も借りつつ、人の力も借りていかないと難しいと感じています。コミュニケーション時は、相手の表情や状況が分からないので、言葉にして教えてくれるとありがたいです。



霜山清孝さん

これまでろうあ者は、暮らしの中で手話を使える場所や聞こえる方との交流が少なく、筆談ができない人も多いため、地域の皆さんとどうやってコミュニケーションをとったらいいか分からない状況でした。条例の制定をきっかけに、市民の皆さんに手話が言語であることを理解していただきたいです。

● 障がい特性に応じた市の取り組み

市は、手話講習会や手話奉仕員養成講座、点訳奉仕員養成講座の開催、窓口での遠隔手話・文字通訳サービス、筆談アプリの導入のほか、広報そうまの点訳や読み上げによる声の広報を行っています。

各取り組みに尽力いただいている皆さんのコメントをホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



手話講習会



遠隔手話・文字通訳サービス



広報そうま 声の広報

障がいを理解するために

障がいがある方の困りごとや必要な配慮などを分かりやすくまとめたパンフレットを配布しています。手話が言語であることを理解し、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することにより、改めて「障がいのある人もない人も 共に生きる地域社会」について考えてみませんか。



● 問い合わせ先 社会福祉課 (☎ 37-2109)